

令和7年10月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 ( 282014 )
地域名 (地域内農業集落名)	飾東町北山 ( 北山 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地域内における農地は、基本的に個人農家(農地所有者)が自身の農地で水稻を作付けしているが、その個人農家が離農者の農地を借り受け耕作を行い有効に活用している。しかし、後継者がいない個人農家が多く、今後、安定した農地の維持管理が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

今後、個人耕作者が離農した場合に対応できる体制の構築、及び農地を有効活用できる農業者を呼び込めるよう集約、集積を行い、農作業の合理化、低コスト化を目指していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地において集約可能な農地を農業者に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要となれば農地中間管理機構を利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施する予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を有効活用できる農業者が参入できる体制の構築を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策については、費用対効果を検証していく。
- ③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。